

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年8月31日
【発行者の名称】	株式会社ヴァンガードスミス (Vanguard Smith Corporation)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 田中 慶太
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋一丁目1番1号
【電話番号】	03-6703-6342
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部長 増田 憲二
【担当J-Adviserの名称】	株式会社SBI証券
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高村 正人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://sbisec.co.jp/
【電話番号】	03-5562-7210（代表）
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ヴァンガードスミス https://www.v-smith.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期	第11期	第12期
決算年月	2024年 5 月	2025年 5 月	2026年 5 月
売上高 (千円)	197,369	1,487,124	2,210,389
経常利益 (千円)	44,920	444,681	645,444
当期純利益 (千円)	15,769	294,958	427,534
純資産額 (千円)	208,382	503,340	930,874
総資産額 (千円)	817,783	1,160,615	1,715,548
1株当たり純資産額 (円)	278.33	672.29	1,243.32
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	21.06	393.96	571.04
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	25.5	43.4	54.3
自己資本利益率 (%)	6.0	82.9	59.6
株価収益率 (倍)	—	—	20.51
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△10,168	427,510	570,937
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,626	△184,913	△422,209
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△5,399	△42,185	△37,330
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	342,591	543,003	654,400
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	42 [21]	55 [24]	92 [25]

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 2024年5月24日開催の臨時株主総会決議により、決算期を3月31日から5月31日に変更しました。従って、第10期は2024年4月1日から2024年5月31日までの2ヶ月となっております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関係会社を有しないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
5. 当社は、2025年11月11日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月1日付をもって普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。このため、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
7. 第10期及び第11期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
9. 第11期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、史彩監査法人の監査を受けており、第12期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、史彩監査法人の監査を受けておりますが、第10期の財務諸表については当該監査を受けておりません。

2 【沿革】

当社は、北海道警察での勤務経験のある現 代表取締役 田中慶太により、「トラブルを事件にさせない社会」の実現を目指して、近隣トラブル解決支援サービスを日本の社会インフラにすべく、2015年10月に東京都中央区にて創業・設立いたしました。設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
2015年10月	当社設立 近隣トラブル解決支援事業を開始
2019年 5 月	(株)エイブルの関東の一部エリアで当社事業を開始
2020年 5 月	(株)エイブルの全国エリアに当社事業を拡大
2020年10月	第三者割当増資 資本金56,700千円・資本準備金48,000千円 (株)レジデンシャルペイメント（カード決済事業）、(株)ウォルクラフト（施工事業）及び(株)SGO（貸別荘事業）を完全子会社として、グループ4社体制
2020年12月	累計会員数が10万人を突破
2021年 7 月	不動産管理 全戸一括導入開始 保険・クレジットカード・通信業界などとの連携拡大
2021年12月	累計会員数が20万人を突破
2022年 7 月	当社は(株)レジデンシャルペイメントを吸収合併、(株)SGOが(株)ウォルクラフトを吸収合併し、グループ2社体制に再編
2022年12月	累計会員数が70万人を突破
2023年 2 月	一般社団法人日本経済団体連合会加盟
2023年 6 月	カスタマーハラスメント対応を開始
2023年 8 月	累計会員数が100万人を突破
2023年11月	保険付き商品の販売開始
2024年 4 月	(株)SGOを吸収合併
2024年 5 月	決算期を5月に変更
2024年11月	積水ハウス不動産グループに対するサービス開始
2026年 2 月	ミニテックに対するサービス開始
2026年 3 月	東京証券取引所TOKYO PRO Market に上場
2026年 4 月	旭化成不動産に対するサービス開始
2026年 7 月	累計会員数398万人に達する

3 【事業の内容】

当社は、「トラブルを事件にさせない社会へ」をビジョンに掲げ、法令には該当しない事件未満のトラブルに対し、現場経験のある元警察官が早期の段階で相談を受けることで、解決までを支援するサービスを展開しております。

近年、人々の生活スタイルや価値観が大きく変化したことも重なり、騒音・迷惑行為などの近隣トラブル、つきまとい行為・DV、SNSによる嫌がらせなどの法令では対処が難しいトラブルが増加傾向にあり、それらに対する悩みや不安を抱えている人々が増えています。

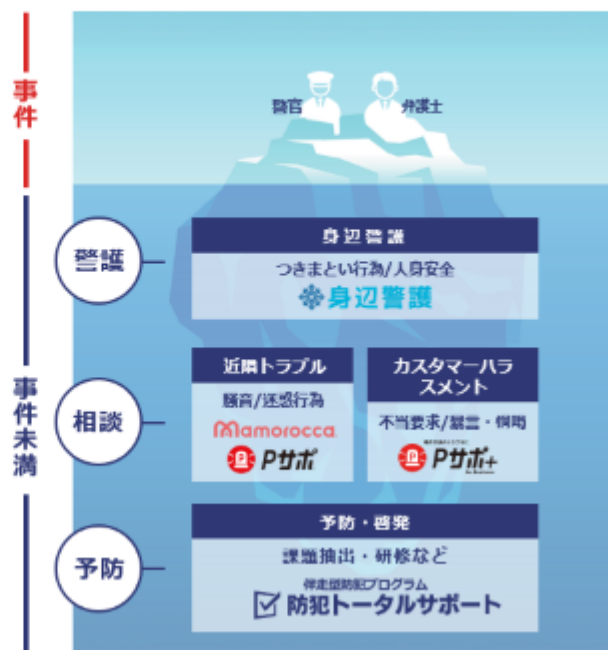
当社は、そのような人々に寄り添えるスキルと悩み解消の手助けをしたいという想いを持った元警察官であるスタッフを組織化し、人々が安心・安全に暮らせる社会・インフラ整備を目指しております。

取り扱いサービス

水面下の「事件未満」に向き合う。

事件化するトラブルは氷山の一角にすぎず、その水面下には膨大な「事件未満」の迷惑行為が潜んでいます。
当社はこれを「警護・相談・予防」の3段階でアプローチし、最適な解決へ導きます。

- 警護** 高い危険から命と心を守る身辺警護
- 相談** 初期段階での現状整理と窓口案内
- 予防** 研修や環境整備によるトラブルの未然防止



©Vanguard Smith Inc.

具体的な製・商品又はサービスの特徴

当社は、「困っている人を助ける」のアイデンティティの下で、「トラブルを事件にさせない社会へ」をビジョンに掲げ、法律では対処できない事件未満のトラブルに対し、現場経験のある元警察官が適時に、かつ、適切に対応することで、トラブルの解決を支援するサービスを展開しております。

近年、人々の生活スタイルや価値観が大きく変化し、多様化しつつある中で、騒音・迷惑行為などの近隣トラブル、SNSによる嫌がらせなど法律での即時対処が難しいトラブルが増加、複雑化する傾向にあり、それらに対する悩みや不安を抱えている人々も増えています。

当社は、そのような人々に寄り添えるスキルと悩み解消の手助けをしたいという想いを持った元警察官であるスタッフを組織化し、トラブル当事者の感情が悪化する前に収束化させて、

事件化させないように早期対応を図ることで、人々が安心・安全に暮らせる社会を実現させるために、当社サービスを社会インフラにすることを目指しております。

事件未満という価値観

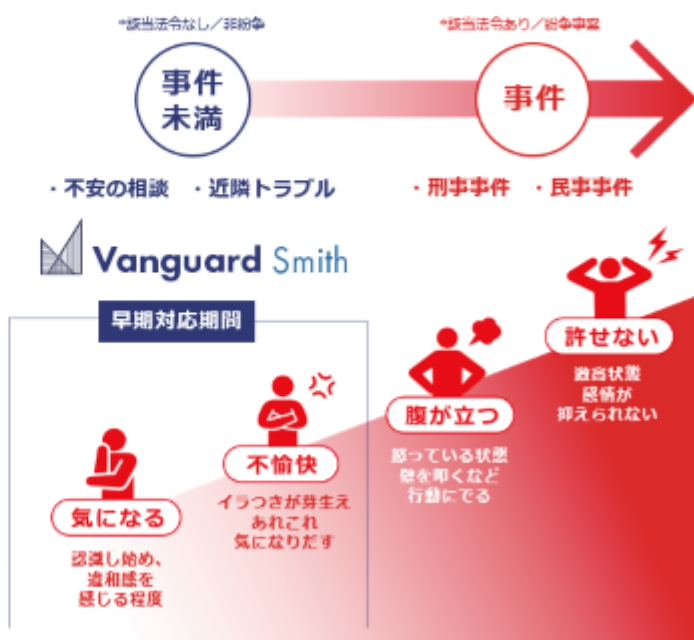
事件には「手前」の段階がある

日々のニュースで取り上げられる悲惨な事件。たどっていくと、どこかできっかけとなるアラートが発せられていることがあります。その中には早期に誰かが気付いて対応していれば起きなかった、あるいは軽微にすんだかもしれないケースが多々あるのです。

事件を未然に防ぐ

「事件未満」への「早期対応」

トラブル相手を「嫌い」になり、取まりがつかなくなる前に対処することが大切です。当事者同士では感情が先に立ちこじれがちな問題も、第三者が入ることで選択肢を広げ、関係者の感情が悪化する前に収束化を図ります。



©Vanguard Smith Inc.

当社は、近隣トラブル解決支援事業及び不動産事業を展開しております。

(近隣トラブル解決支援事業)

当事業における主なサービスは、「Mamorocca」「Pサポ」「Pサポ+」の3つとなり、それぞれのサービス内容は以下のとおりであります。

・「Mamorocca」「Pサポ」

騒音トラブル、迷惑行為、SNSトラブル等、警察では介入が難しい事件未満の近隣トラブルに対し、元警察官で構成された専門の相談員により解決を支援するサブスクリプションサービスです。「Mamorocca」は不動産業界向け、「Pサポ」は個人および不動産以外の業界向けのサービスとなり、具体的なサービス内容は以下のとおりです。

- ・お電話やメールなどで相談者と相手方の状況を詳しくヒアリングし、事態・状況に応じて配慮等の依頼をいたします。
- ・解決に向けた相談サポートや、適切な窓口の案内をいたします。
- ・不法侵入などに遭われた会員様に対し、盗難された家財の補償、鍵交換、セキュリティ機器購入費用等、生活を再建するために必要な費用を契約する保険会社が保険金としてお支払いいたします。
- ・当社は四号警備業者認定を取得しており、トラブル案件対応中で、危害が加えられそうな可能性がある当社が判断した会員様に対して身辺警護を行います。

トラブル解決の流れは、以下の図で示したとおりですが、電話やメール等により解決した後も必要に応じて相談員がアフターフォローのために適時に訪問しております。当社オフィスは東京本社（東京都港区）のほか、札幌市、大阪市、福岡市および那覇市に支店を設置しています。電話やメール等による対応は、東京本社を中心としてどの拠点においても全国の会員さまからの受電が可能となっています。また、本社・支店のほかに、さいたま市および広島市にフランチャイズ化した拠点を有しており、適時に全国への訪問対応を可能とする体制を整備しています。

トラブル解決の流れと体制

最初の電話相談から元警察官の相談員が対応

トラブル解決支援の流れ



- ◎ 方向性の整理
- ◎ 訪問対応案件の策定
- カンファレンスミーティング
- 必要に応じ重篤訪問案件の調整



- ◎ 非重篤案件対応
- ◎ 完了案件フォロー
- 要注意案件のアフターフォロー
- 経過確認
- ユーザ満足度の向上

©Vanguard Smith Inc.

サービスの特徴

1 元警察官



- ・専門的な知識・ノウハウ
- ・豊富な現場経験
- ・鍛えあげられたストレス耐性

最初の電話相談から、聴取に長けた元警察官が対応。感情的になっているケースでも、事実確認を積み重ねトラブル解決への糸口を見極めます。

2 定額制



- ・発生前に加入
- ・追加費用なし
- ・成功報酬なし

月数百円からのリズク方式。低コストでトラブルに備え、いざという時に手軽に利用できるサービスにこだわります。

3 保険付き



- ・万が一の事態にも安心

【保険会社】東京海上日動火災保険(株)

生活再建費用保険も付いているため、不測の事態にも安心です。※保険の無効はプランによって異なります。

4 身辺警護



- ・四号警備業者認定を取得
- ・元警察官の警護員が対応

近隣トラブル案件対応中で、危害が加えられそうな可能性がある会員様に対し身辺警護を行います。

(※当社規定あり)

©Vanguard Smith Inc.

・「Pサポ+」

法人事業者やその従業員に対する、顧客や取引先による不当・過剰要求、人格批判・暴言等の悪質なクレーム・カスタマーハラスメント（カスハラ）や近隣店舗・住民からの苦情等に対し、事業者の規程に則り「カスタマーハラス

メント顧客」と認定された顧客に対し、事業者により連絡の断絶までをサポートするサービスです。

具体的なサービス内容は以下のとおりです。

- ・カスハラを受けたオペレーターからのご相談に、対応方法等のアドバイスをいたします。
- ・カスハラ認定顧客からの電話を直接当社に転送し、対応窓口と対応者を移行します。
- ・カスハラ被害を受けた従業員からの電話相談をいたします。
- ・カスハラ顧客、問題顧客へ当社から連絡し対話いたします（カスハラ実行者の自覚促進、対応改善依頼等）。

カスハラ対策サービス ～Pサポ+ for Business～

御社に代わってカスハラ顧客に対応いたします！



※コミュニケーション上のカスハラ行為に対する対応窓口であり、具体的なサービス・契約に関するクレーム対応はできません。
※企業にて一定の対応を実施したうえで生じた、カスハラ案件を対応いたします。

©Vanguard Smith Inc.

・「防犯トータルサポート」

法人事業者やその従業員に対し、店舗襲撃などの有事に備え、防犯の基本知識や過去事例紹介等の講習、防犯資機材の活用を含めたリアルな襲撃状況を意識した実践訓練を実施します。万一の事態にも迅速かつ安全に対応できる力を養うため、一般的な企業研修とは異なる、現場を守るための実践的なプログラムを提供します。

【サポートの特徴】

防犯体制の構築から運用定着まで、現場の課題や企業特性に合わせてトータルで支援します。

解消するお悩み

- 自社に最適な防犯基準が不明
- リスクが未可視化で弱みが見えない
- 形だけの研修で現場に定着しない
- 最適な防犯資機材を選べない



©VanguardSmithInc.

当社の販売先は、不動産管理会社を中心として、カード会社、保険会社の金融関係などを含めて約500社（2026年5月31日現在）であります。当社サービスは、新規取引先に対する営業活動のほか、既存取引先からのご紹介などにより、賃貸物件を扱う不動産管理会社経由で販売することが今のところ販路の中心ですが、直接に個人顧客に販売をしております。また、今後は住宅ローンなどの金融商品、保険、クレジットカードに付帯するなどにより金融業界や、携帯電話、回線を販売する通信業界での商流拡大に注力してまいります。

導入実績

不動産業界



その他業界



※掲載は一部です（50音順）

©Vanguard Smith Inc.

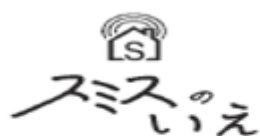
（不動産事業）

当事業として、東京都心から1～2時間程度の海岸沿い、高級別荘地を中心に一棟貸しの貸別荘事業を運営しております。また、法人・個人向けにリノベーション事業を運営しております。

貸別荘事業については、「スミスのいえ」として15棟（2026年8月末現在）を運営しております。

- ・千葉県富津市：富津海岸A、富津海岸C、富津海岸D、富津RIKYU、富津新舞子マーレ、富津新舞子コスタ、富津新舞子房総テラス、4シェアプレミア新舞子
- ・千葉県安房郡：鋸南ほしぞらテラス
- ・千葉県南房総市：4シェアプレミア原岡
- ・千葉県館山市：rosso館山
- ・千葉県長生郡：長生
- ・東京都大島町：伊豆大島
- ・神奈川県横須賀市：湘南佐島
- ・静岡県伊東市：伊東瓶山

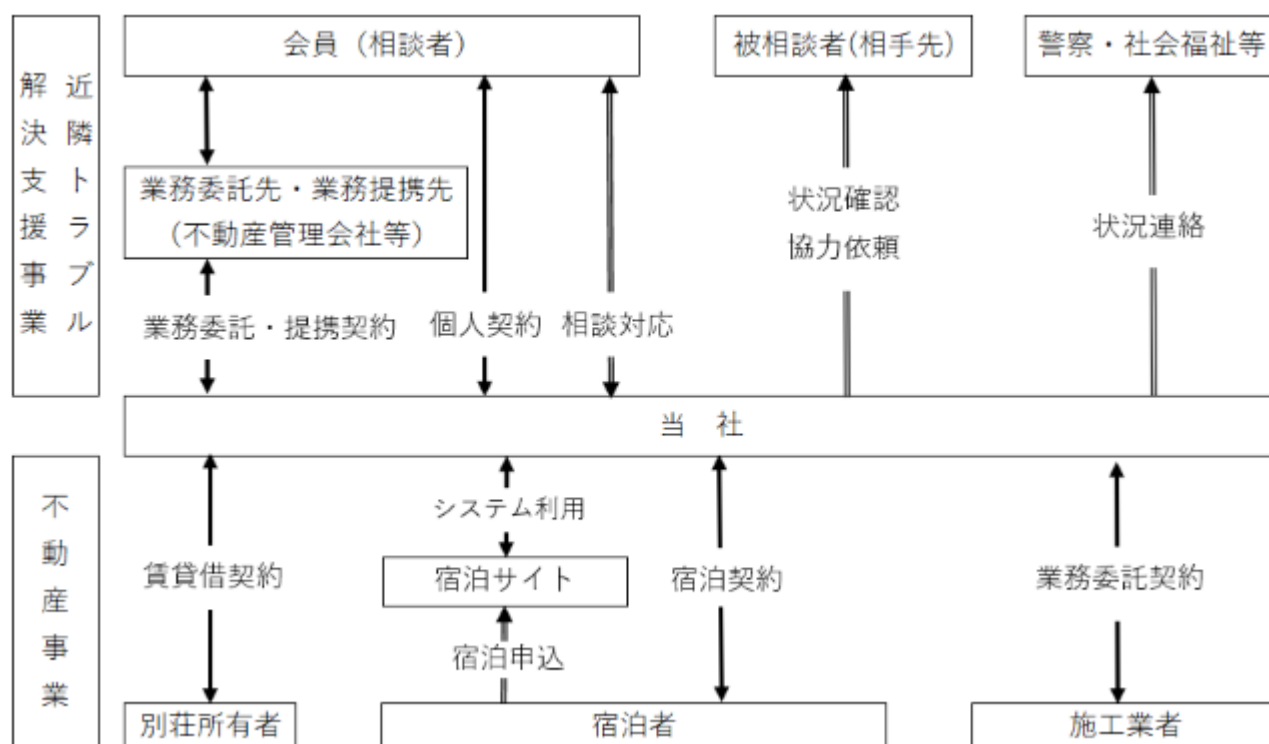
一棟貸し別荘



リノベーション <別荘・騒音対策の自社施工部門>



事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年5月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
92 (25)	40.3	1.6	5,846

セグメントの名称	従業員数(名)
近隣トラブル解決支援事業	60 (0)
不動産事業	5 (25)
全社(共通)	27 (0)
合計	92 (25)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が2025年5月末と比較して37名増加したのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。
4. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門及び営業本部、事業戦略部の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度（自 2025年6月1日 至 2026年5月31日）におけるわが国経済は、物価上昇ペースが一段落しつつある中で、財政政策や賃金上昇の効果が徐々に現れてきた一方で、物資不足や生活関連費用の上昇が消費者マインドの改善への重石となっております。特に、ホルムズ海峡の混乱に伴う石油関連物資の供給不足および価格高騰が景気の先行き不透明感を一段と強めております。

今後、ホルムズ海峡の混乱が長期化し、不安定なエネルギー・物資の供給が継続する場合には、物価上昇と物価抑制に向けた金融引き締めなどが想定され、企業活動を取り巻く環境には、引き続き慎重な対応が求められます。

当社の近隣トラブル解決支援事業において、少子高齢化の加速、地域コミュニティの希薄化、在留外国人の増加に加え、新型コロナウイルス禍を契機としたテレワークの増加等を背景に、近隣トラブルは増加傾向にあり、また深刻化する傾向にあります。このような状況のもと、当社は主力サービスである「Mamorocca」「Pサポ」「Pサポ+」の受注拡大を推進し、相談員として元警察官を継続的に安定的に採用することで、高い水準の相談品質を維持・改善しながら、業容の拡大と収益力の強化に取り組んでまいりました。

また、不動産事業は、運営する物件を安定稼働及び予約サイトの拡充により予約数を増加させ、売上高の増加に努めてまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は2,210,389千円（前事業年度比48.6%増）、営業利益は654,791千円（同47.9%増）、経常利益は645,444千円（同45.1%増）、当期純利益は427,534千円（同44.9%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次の通りであります。

近隣トラブル解決支援事業

当セグメントにおきましては、新規会員が順調に増加したことに加え、前事業年度より開始した大口顧客との取引が寄与したことにより、売上高は2,099,931千円（前事業年度比48.7%増）、営業利益は682,039千円（同46.7%増）となりました。

不動産事業

当セグメントにおきましては、前事業年度は修繕及び人材難により宿泊希望日数すべての営業ができなかった物件が当事業年度は解消されたことや、予約サイトの拡充により予約数は増加しましたが、稼働して間もない物件がありましたので、売上高は110,457千円（前事業年度比47.9%増）、営業損失は27,247千円（前事業年度は営業損失22,068千円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は654,400千円となり、前事業年度末に比べ111,397千円増加しました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは前事業年度と比較して143,427千円の増加となり570,937千円の収入となりました（前事業年度は427,510千円の収入）。これは主に、資金の増加要因として、税引前当期純利益614,471千円、減価償却費22,536千円、未払消費税の増加25,018千円があった一方、資金の減少要因として、売上債権の増加54,981千円、法人税等の支払額110,475千円、業務適法性検証費用の支払額30,972千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは前事業年度と比較して237,296千円の支出の増加となり422,209千円の支出となりました（前事業年度は184,913千円の支出）。これは主に、有形固定資産の取得による支出265,102千円、差入保証金の差入による支出144,767千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは前事業年度と比較して4,855千円の支出の減少となり37,330千円の支出となりました（前事業年度は42,185千円の支出）。これは、長期借入金の返済による支出23,826千円、上場関連費用の支払による支出13,504千円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

(2) 受注状況

当社は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

(3) 販売実績

第12期事業年度における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
近隣トラブル解決支援事業	2,099,931	48.7
不動産事業	110,457	47.9
合計	2,210,389	48.6

(注) 1. セグメント間取引については、該当ありません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)		当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
積水ハウスシャーマンズパートナーズ(株) (旧：積水ハウス不動産パートナーズ(株))	180,870	12.2	422,224	19.1
(株)エイブル	287,326	19.3	254,538	11.5

3 【対処すべき課題】

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社は下記の課題に取り組んでまいります。
文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) コンプライアンスの遵守

当社は、騒音トラブル、迷惑行為、SNSトラブル等の「事件未満」のトラブルに対し、元警察官である相談員が中心となって近隣トラブル解決支援事業を中核の事業として行っております。かかる事業の遂行においては、コンプライアンスの遵守、中でも非弁行為に抵触しないことが重要事項となります。当社の従業員は元よりコンプライアンス意識が高いことは当然ですが、社内では各種規程、ガイドラインやマニュアルを文書化し、業務の取り進めにおいて遵守されているかを管理部が適時に点検を行い、更に内部監査による確認を定期的に行っております。また、近隣トラブル解決支援に直接関与する相談員に対しては、社内教育や研修制度を整備し、顧問弁護士など専門家からのアドバイス・指導を定期的に受ける体制を構築しております。

今後、当社事業の進捗にともなう会員数の増加に対応できるように、優秀な人材を十分に確保し、安定した相談体制を維持、強化してまいります。

また、不動産事業においては、物件管理・清掃業務を適切に行うために、関連業法の遵守と適正人材の確保に引き続き努めてまいります。

36協定などの労働基準法を遵守し、従業員が安心して、安全に、働きやすい職場環境を構築し、更に改善に努めながら、健康経営を推進していくことが、当社の持続的な成長に必要な不可欠であると認識しております。

(2) ガバナンス体制の強化

当社は、企業として社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であると認識しております。そのため、事業規模の拡大に合わせて経営基盤の強化を継続的に進めていくとともに、業務遂行に当たっての各種規程及びマニュアル等を整備、充実させるとともに、顧客情報や個人情報等の情報資産の管理を強化するためにも、サイバーリスクへの対応を更に進めてまいります。

(3) 人的リソースの確保

当社は、持続的な成長のために、優秀な人材の確保、特に相談員としての元警察官の確保と育成が重要な経営課題と認識しております。採用後の相談員の教育・育成に当たっては、経験豊富な相談員のノウハウを見える化し、AIも活用しながら教育ツールを充実することで、適正な育成方法の構築と育成スピードの加速化を進めてまいります。

(4) 深刻化する近隣トラブルへの対応

日本社会における長引く労働賃金の抑制を主たる要因とした労働環境の悪化や生活不安などのストレスの増加とともに、近年の在留外国人の増加など異文化を持った住民が隣接して生活すること等により、近隣トラブルの件数は増加傾向にあり、また内容も重篤化する傾向にあります。

これらは、当社における相談受電件数の増加とともに解決することが困難な相談事案の増加にもつながる可能性があり、当社事業の効率性を低減させる懸念があるため、社会福祉士の採用など専門性の高い人材を含めて、引き続き優秀な相談員の確保・育成などにより、質の高い解決支援サービスの提供に尽力して対処してまいります。

(5) 営業力の強化

当社は、会員数3,000万世帯を目標に新規会員の獲得を推進しております。その一環として、当社の中核である不動産管理業界だけでなく、保険・クレジットカード・通信・エネルギーなどの業界にもサービス展開を拡大しております。また、サービス内容についてもカスタマーハラスメント対応や身辺警護、更には店舗防犯の指導を開始するなど多様化させ、受注単価のアップに取り組んでおります。

(6) 相談品質の向上・維持

当社は、近隣トラブル解決支援事業を行っております。現時点において、当社は日本における唯一の近隣トラブル解決支援事業を中核事業としている会社であると認識しており、当社が蓄積した経験、ノウハウに基づき優秀な相談員の確保と育成により高い品質のサービスを提供してまいります。日常の会員さま（相談者）と相談員との対応の

適法性や妥当性についてはAIを利用した評価システムを活用して、社内においてモニタリングを行うとともに、法律事務所による継続的なレビュー、助言を得てサービス品質を向上させるとともに高い水準で維持しております。しかしながら、日本社会におけるかかるサービスに対する需要の増加にともない、類似サービスを行う複数企業の設立とこれら企業のサービス水準が低い場合には、業界全体の成長が阻害される可能性があります。当社は当事業のリーディングカンパニーとして、業界全体の構築を見据えて、更なる成長を目指してまいります。

(7)財務体質の強化

当社は、経営の健全性を保つためにキャッシュ・フローを重視し、持続可能な経営に努めております。事業強化や拡大を図るうえで必要な資金については、手元資金に加え資金調達を行い、成長を支える財務基盤を構築してまいります。また、金利上昇等が財務体質に与える影響を十分に注視し、適切な対応を進めてまいります。

(8)株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、次のようなものがあります。

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) コンプライアンスの遵守(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は、騒音トラブル、迷惑行為、SNSトラブル等の「事件未満」のトラブルに対し、元警察官である相談員が中心となって近隣トラブル解決支援事業を中核の事業として行っております。かかる事業の遂行においては、コンプライアンスの遵守、中でも弁護士法第72条に規定するいわゆる非行為（弁護士または弁護士法人でない者が、報酬を得る目的で、訴訟事件や一般の法律事件に関して法律事務を取り扱うことや、その仲介（周旋）等を行うこと）に抵触しないことが重要事項となります。この点につきまして、当社の事業は同法に抵触せず、適法である旨を外部の法律事務所から意見書を取得しております。

当社の従業員は元よりコンプライアンス意識が高いことは当然ですが、社内では各種規程、ガイドラインやマニュアルを文書化するとともに、非行為にならないように相談時のNGワード集を作成し、相談対応時には常に確認できるような体制としているほか、熟練した相談員が他の相談員の相談内容をリアルタイムで確認し、指導できる体制にしております。ガイドライン等は、過去の相談事例を参考にして適時に見直しております。また、業務の取り進めにおいて遵守されているかを管理部が適時に点検を行い、更に内部監査による確認を定期的に行っております。また、近隣トラブル解決支援に直接関与する相談員に対しては、社内教育や研修制度を整備し、顧問弁護士など専門家からのアドバイス・指導を定期的に受ける体制を構築しております。このようにすることで、従業員の非行為への抵触を防ぐとともに、相談の質の向上を目指しております。

そのため、非行為に関する内容や解釈が変更される場合には、当該規制の内容や解釈等の変更により、当社の事業が制約を受ける可能性があるため、当社の事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。また、非行為に関する内容や解釈が変更されなかったとしても、相談時における発言によっては非行為となる恐れがあり、上記同様当社の事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。併せてコンプライアンスが遵守されない場合、当社の財務状況に重大な影響を及ぼすリスクがあります。

(2) ガバナンス体制の強化(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は、企業として社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であると認識しております。そのため、業務遂行に当たっての各種規程及びマニュアル等を整備、充実させるとともに、顧客情報や個人情報等の情報資産の管理を強化するためにも、サイバーリスクへの対応を進めております。

そのために、それらの適切な管理がなされず情報漏洩が発生したり、サイバーリスクにさらされた場合、当社の財務状況に重大な影響を及ぼすリスクがあります。

(3) 人材の確保・維持について(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、近隣トラブル解決支援事業を行っております。現時点において、当社は日本における唯一の近隣トラブル解決支援事業を中核事業としている会社であると認識しており、当社が蓄積した経験、ノウハウに基づき優秀な相談員の確保と育成により高い品質のサービスを提供しております。当社は取引の拡大に伴う会員数および相談件数の増加に対応しながら、相談員の採用に努めておりますが、相談件数に比例した相談員数の確保を実現することは難しいため、一時的に新規取引先の確保を抑制する可能性や、人件費などの費用が先行する可能性はあります。

(4) 相談品質の向上・維持について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は、日常の会員さま（相談者）と相談員との対応の適法性や妥当性については、AIを利用した評価システムを活用して、社内においてモニタリングを行うとともに、法律事務所による継続的なレビュー、助言を得てサービス品質を向上させるとともに高い水準で維持する体制を整備しております。しかしながら、当社サービスの提供に関連する弁護士法第72条（非行為）には極めて専門的かつ高度な判断を要するため、訴訟を受ける可能性はあります。

(5) 類似企業の設立・サービス品質(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

現在のところ、当社は近隣トラブル解決支援事業を行っております。現時点において、当社は日本における唯一

の近隣トラブル解決支援事業を中核事業としている会社であると認識しておりますが、日本社会におけるかかるサービスに対する需要の増加にともない、類似サービスを行う複数企業の設立とこれら企業のサービス水準が低い場合には、業界全体の成長が阻害される可能性があります。

(6) 経済状況や景気変動について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社のサービスは国内で利用されており、予期せぬ経済状況の変化や景気変動は、当社の財務状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定取引先への依存度について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社の販売先について、上位2社である積水ハウスシャーマンパートナーズ㈱及び㈱エイブルで売上全体の25%超を占めております(26年5月期実績)。当社ではこうした大口取引先との関係を密接に保ちつつ、新規顧客の開拓に努めております。しかしながら、何らかの事情により大口取引先との取引継続が困難となった場合、当社の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(8) 資金調達について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社において、予期せぬ事象により財務内容が悪化等した場合、必要な資金が確保できなくなり、資金繰りが困難になる場合や、資金確保に通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(9) レピュテーションリスクについて(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

ソーシャルメディアの急激な普及に伴い、掲示板や比較サイトへの投稿が行われていることを確認しております。当社の事業や役員、株主等に関する情報について、否定的な評判(風評)等が流布されることにより、当社に対する誤解、誤認が生じた場合、レピュテーションリスクが発生する恐れがあり、それによっては当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 自然災害等について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は自然災害等による影響を最小限に留めるため必要とされる安全対策や事業の早期復旧のための対策を実施しておりますが、大規模な台風や地震等の自然災害、疫病の流行、大規模な停電、火災、事故等の不測の事態が発生した場合、本社機能や当社が提供するサービスに影響を与え、当社の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(11) J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。

当社では、株式会社SBI証券を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2025年7月1日に株式会社SBI証券との間で、担当J-Adviser契約(以下「当該契約」といいます)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という)が次のいずれかに該当する場合には、株式会社SBI証券(以下「乙」という)はJ-Adviser契約(以下「本契約」という)を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、

産業競争力強化法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合、当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない、法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
- (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
- (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
- (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
- (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが
確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に際して採用する重要な会計方針は、「第6 【経理の状況】【財務諸表等】【注記事項】（重要な会計方針）」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

当事業年度（自 2025年6月1日 至 2026年5月31日）

（資産）

当事業年度末における資産合計は1,715,548千円となり、前事業年度末に比べ554,933千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が111,397千円、売掛金が55,690千円、有形固定資産が251,447千円、差入保証金が127,872千円、それぞれ増加したことによるものであります。

（負債）

当事業年度末における負債合計は784,674千円となり、前事業年度末に比べ127,398千円増加いたしました。これは主に、長期借入金（1年以内返済長期借入金含む）が23,826千円減少した一方、未払金が10,241千円、未払費用が32,181千円、未払法人税等が73,418千円、未払消費税等が24,456千円、それぞれ増加したことによるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は930,874千円となり、前事業年度末に比べ427,534千円増加いたしました。これは主に、当期純利益の計上により利益剰余金が427,534千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は280,529千円で、主に不動産事業における貸別荘の取得であります。また、このほかに本社オフィス移転に係る賃借保証金144,767千円の拠出があります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

2026年5月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物	構築物	土地 (面積㎡)	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (東京都港区)	—	本社機能	2,626	—	— (—)	30,174	10,681	43,482	92 (0)
貸別荘 (千葉県富津市)	不動産事業	貸別荘	41,595	9,994	28,315 (330.56)	—	—	79,905	0 (0)
貸別荘 (千葉県長生郡長生村)	不動産事業	貸別荘	11,971	—	8,724 (385.18)	—	—	20,695	0 (3)
シェア別荘 (千葉県南房総市)	不動産事業	貸別荘	14,808	—	43,905 (330.57)	—	229	58,943	0 (0)
シェア別荘 (千葉県富津市)	不動産事業	貸別荘	48,069	—	46,450 (598.33)	—	—	94,519	0 (0)
事務所(千葉県富津市)	不動産事業	不動産事業事務所	27,890	2,740	4,198 (224.79)	—	1,089	35,918	0 (17)
研修施設 (神奈川県逗子市)	—	研修施設	—	—	—	—	132,166	132,166	0 (0)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具、工具器具備品、建設仮勘定及び施設利用権の合計であります。

3. 従業員数の()は、臨時従業員数を外書きしております。

4. 上記の他、他社から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 (千円)
貸別荘 (千葉県富津市)	不動産事業	貸別荘	5,509

3 【設備の新設、除却等の計画】(2026年5月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
独身寮 (東京都台東区)	近隣トラブル 解決支援事業	独身寮	429,000	—	自己資金及び借入金	2026年8月	2026年8月	—

(注) 福利厚生の一環で、当社従業員の独身寮として利用する目的で2026年8月に取得しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2026年5月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年8月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,900,000	2,151,300	748,700	748,700	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,900,000	2,151,300	748,700	748,700	—	—

- (2) 【新株予約権等の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【MSCB等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年12月 1 日 (注) 1	741, 213	748, 700	—	56, 700	—	48, 000

(注) 1. 普通株式 1 株につき100株の割合で株式分割を行ったものであります。

(6) 【所有者別状況】

2026年 5 月31日現在

2026年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	1	—	4	1	—	27	33	—
所有株式数（単元）	—	100	—	3,843	150	—	3,394	7,487	—
所有株式数の割合（%）	—	1.34	—	51.33	2.00	—	45.33	100	—

(7) 【大株主の状況】

2026年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社EXTOCK (注) 1. 3	東京都中央区日本橋兜町5-1	370,300	49.45
田中 慶太 (注) 2. 3	千葉県船橋市	229,800	30.69
株式会社ヴァンガードスミス従業員持株会 (注) 3. 5	東京都港区西新橋一丁目1番1号	16,100	2.15
INFINITY Com Limited (注) 3	Unit 808,8/F, K11 Atelier Victoria Dockside, 18 Salisbury Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong	15,000	2.00
古橋 昌也 (注) 3	東京都港区	15,000	2.00
株式会社エフ (注) 3	東京都品川区西五反田五丁目2番22号	10,000	1.33
鈴木 康之 (注) 3	東京都千代田区	10,000	1.33
SBI生命保険株式会社 (注) 3	東京都港区六本木一丁目6番1号	10,000	1.33
島崎 智大 (注) 3. 4	千葉県松戸市	7,000	0.93
島崎 貴次 (注) 3. 4	東京都中央区	7,000	0.93
計	—	690,200	92.18

(注) 1. 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）

2. 特別利害関係者（当社の代表取締役）

3. 特別利害関係者等（大株主上位10名）

4. 特別利害関係者等（当社の取締役の二親等以内の血族）

5. 現在、名称変更等を含め、検討しているところであります。

6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 748,700	7,487	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	748,700	—	—
総株主の議決権	—	7,487	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は現在、成長過程にあると認識しており、内部留保の充実を図り、事業規模の拡大や経営基盤の強化等に投資することが企業価値の最大化と、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、現時点においては配当を行っておりません。

株主への利益還元については、重要な経営課題と認識しており、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しながら継続的かつ安定的な配当を実施する方針ではありますが、現時点において配当を実施する可能性及びその実施時期等については未定であります。

内部留保資金につきましては、事業規模の拡大や優秀な人材の採用等に有効活用してまいります。

なお、配当を実施する際は、年1回の期末配当を基本方針としており配当の決定機関は株主総会となっております。

また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第10期	第11期	第12期
決算年月	2024年 5 月	2025年 5 月	2026年 5 月
最高(円)	—	—	11,710
最低(円)	—	—	11,710

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 当社株式は、2026年3月6日から東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前の株価については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年12月	2026年 1 月	2026年 2 月	2026年 3 月	2026年 4 月	2026年 5 月
最高(円)	—	—	—	11,710	—	—
最低(円)	—	—	—	11,710	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 当社株式は、2026年3月6日から東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前の株価については、該当事項はありません。

3. 2026年4月から2026年5月において売買実績はありません。

5 【役員の状況】

男性 8名 女性 1名(役員のうち女性の比率 12.5%)

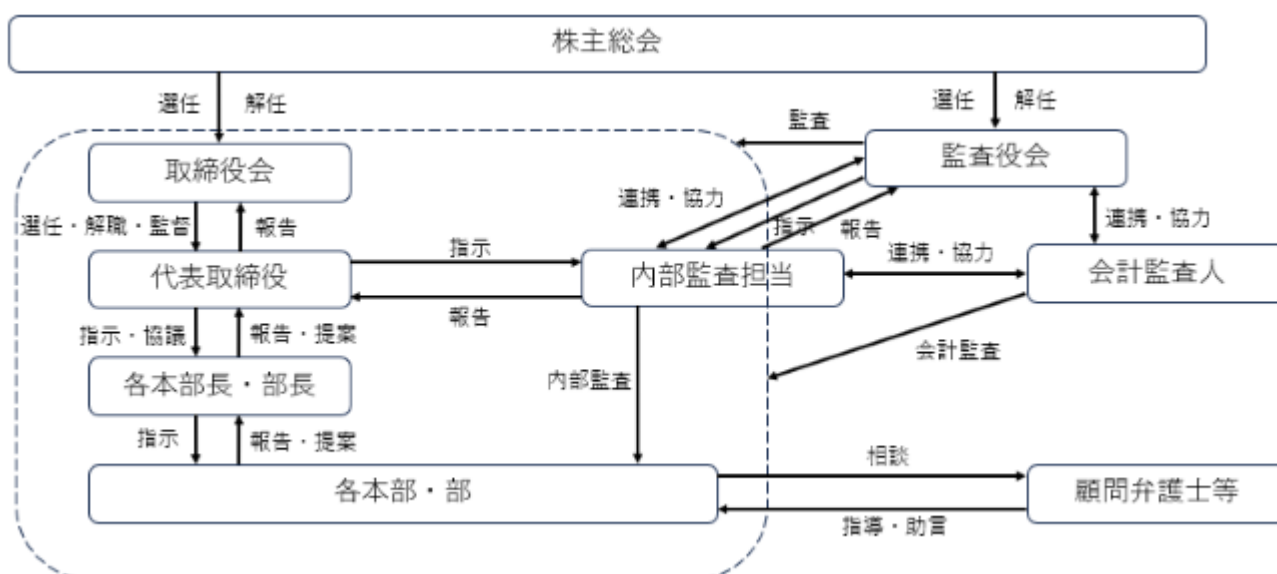
役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	—	田中 慶太	1981年 3月7日生	2003年4月 2004年8月 2011年11月 2012年12月 2014年6月 2015年10月	北海道警察 巡査拝命 (株)リプラス 入社 (株)料理王国新社 入社 (株)インテリジェンス 入社 (株)F Bマネジメント 入社 同社事業分割により当社創業 当社設立発起人 代表取締役就任 (現任)	(注) 3	(注) 5	229,800
取締役	—	垂水 隆幸	1978年 4月14日生	2002年5月 2005年2月 2007年11月 2016年4月 2016年9月 2019年7月 2022年3月 2025年8月	アクセンチュア(株) 入社 (株)リプラス 入社 (株)経営共創基盤 入社 レバレジーズ(株) 入社 同社 取締役就任 コーチング.com(株) 代表取締役社長就任 (現任) Z a P A S S J a p a n(株) C H R O 当社 監査役就任 当社 取締役就任 (現任)	(注) 3	(注) 5	—
取締役	—	大川原 洋	1951年 9月18日生	1974年4月 2012年4月 2013年5月 2013年5月 2022年3月 2023年4月	北海道警察 巡査拝命 同庁 本部警務部参事 同庁 柔道名誉師範を歴任 (株)アインホールディングス 顧問 (現任) 北日本消毒(株) 顧問 (現任) 当社取締役就任 (現任) 札幌柔道連盟 副会長	(注) 3	(注) 5	—
取締役	—	島崎 憲明	1946年 8月19日生	1969年4月 1998年6月 2002年4月 2003年4月 2005年4月 2009年6月 2013年8月 2017年9月 2020年1月 2023年4月	住友商事(株) 入社 同社 取締役 主計経理グループ担当 同社 常務取締役就任 同社 代表取締役 常務執行役員就任 同社 代表取締役 副社長執行役員 人材情報グループ分掌 ファイナンシャルリゾシーズグループ分掌 同社 特別顧問就任 日本公認会計士協会顧問 (現任) 三優監査法人 経営監視委員会 独立第三者委員 (現任) 当社取締役就任 (現任) 小樽商科大学 特任教授 (現任)	(注) 3	(注) 5	6,000
取締役	—	井上 康生	1978年 5月15日生	2003年4月 2015年4月 2019年4月 2021年9月 2022年4月 2023年5月 2025年7月	総合警備保障(株) (現)A L S O K(株) 入社 東海大学 准教授 同大学 教授 (現任) 特定非営利活動法人 J U D O s 理事長 全日本柔道連盟強化副委員長及び同連盟ブランデ ィング戦略推進特別委員会委員長 当社 顧問就任 当社 取締役就任 (現任) 日本オリンピック委員会常務理事 国際柔道連盟スポーツ理事 全日本柔道連盟常務理事	(注) 3	(注) 5	—
常勤監査 役	—	大森 滋	1950年 6月20日生	1973年4月 2006年4月 2011年7月 2016年5月 2024年11月	松下電器産業(株) (現)パナソニックホールディング ス(株) 入社 同社 インダストリー営業本部長 同社 終身客員 S e a n S O N S (同) 代表社員 当社 常勤監査役就任 (現任)	(注) 4	(注) 5	3,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
監査役	—	高畑 恒一	1956年 2月24日生	1978年4月 2010年4月 2016年6月 2019年4月 2020年6月 2025年8月	住友商事(株) 入社 同社 執行役員 主計部長 同社 取締役 専務執行役員 財務・経理リスクマネジメント担当役員 同社 取締役 副社長執行役員 財務・経理リスクマネジメント担当役員 C F O 同社 顧問 当社 監査役就任 (現任)	(注) 4	(注) 5	—
監査役	—	新井 武広	1957年 1月1日生	1980年4月 2006年6月 2007年6月 2010年4月 2016年7月 2018年4月 2023年4月 2025年8月	東京証券取引所 入社 同社 証券広報部長 企業会計基準委員会 常勤委員 同 副委員長 会計教育研修機構 理事・事務局長 同 代表理事専務 (株)ストラテジー・アドバイザーズ 執行役員 (現任) 当社 監査役就任 (現任)	(注) 4	(注) 5	—
計								238,800

- (注) 1. 取締役 島崎 憲明及び井上 康生は、社外取締役であります。
2. 監査役 高畑 恒一及び新井 武広は、社外監査役であります。
3. 2025年11月27日開催の臨時株主総会の時から2027年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2025年11月27日開催の臨時株主総会の時から2029年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 2026年5月期における役員報酬の総額は84,180千円を支給しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、公正かつ健全で効率的な経営に取り組み、継続的な成長と企業価値の最大化を目指すにあたり、コーポレート・ガバナンスの確立が必要不可欠であると認識しております。そのため、経営の意思決定の内容及び過程を明確にし、当社を取り巻くすべてのステークホルダーと適切な関係を維持し、その利益を守っていくように努めて参ります。

② 会社の機関の内容

・取締役会

取締役会は取締役5名（うち社外取締役2名）で構成されております。取締役会は、法令及び定款に定められた事項、経営の基本方針等の重要な経営上の意思決定を行うほか、取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行っております。取締役会は原則として毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し迅速に経営上の意思決定を行える体制としております。

・監査役会

監査役として、3名（うち社外監査役2名）を選任しており、監査役会規程に基づき、取締役の業務執行の状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

・会計監査人

当社は史彩監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2026年5月期において監査を執行した公認会計士は関隆浩氏、山口大希氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士11名、その他6名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には、特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務の権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

当社は2026年1月26日開催の取締役会において、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。当社は、この方針に基づいて業務の適正を確保するための体制を整備・運用しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

① 取締役及び取締役会

- ・取締役会は、法令・定款等に則り、経営の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督する。
- ・取締役は、取締役会が決定する業務担当に基づき、法令・定款等に則り業務を執行し、原則として月に一度以上業務執行状況を取締役に報告する。
- ・取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- ・コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、社外取締役を選任する。

② 監査役および監査役会

- ・監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、内部監査担当及び監査法人と連携して、「監査役会規程」および「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行を監査する。
- ・監査役は、原則として月に一度以上監査状況について監査役会を開催し意見交換を行う。

(2) コンプライアンス

① コンプライアンス体制

役員及び従業員がコンプライアンスに適った企業活動を実践するため、「コンプライアンス・マニュアル」その他の行動規範を定める。その目的達成のため、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会（当面は、経営会議がその機能を担う）をはじめとした各種委員会を設置し、諸施策を講じる。

② 内部通報制度

コンプライアンスの相談・報告窓口として、コンプライアンス相談窓口を設置し、法令違反や当会社の行動規範違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。

③ 反社会的勢力との関係遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

(3) 内部監査

業務執行者の職務執行の妥当性及びコンプライアンスの状況につき調査するため、内部監査担当を設置し、内部監査を実施する。内部監査の結果は定期的にと取締役会および監査役会に報告されるものとする。

(4) 懲戒処分

役員及び従業員の職務の執行により法令違反等が生じた場合、役員については会社法等に照らし、従業員については「就業規則」などに則り、厳正な処分を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施し、情報流出防止のための体制を整備する。
- (2) 各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- (3) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
- (4) 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理

- ・リスク管理は、「リスクマネジメント規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき、一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施する。

- ・経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
- ・全リスクの統括管理及びコンプライアンスに関する個別課題についての協議・決定は、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会（当面は、経営会議がその機能を担う）にて行い、協議・決定事項、進捗状況については必要に応じて取締役会に報告する。

（２）危機管理

自然災害など重大事態が発生した場合に備えて「緊急事態対応マニュアル」を策定している。緊急事態が発生した場合又は発生が予想される場合には、場合によっては代表取締役を室長とする緊急事態対策室を設置し、損害・損失等を最小限にとどめるための具体策を迅速に決定・実行する。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- （１）取締役会は、原則として月１回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- （２）取締役会は、中期経営目標並びに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
- （３）取締役及び執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に報告する。
- （４）取締役会において各役員の担当を決定するとともに、諸規程において各役員・従業員の役割分担、権限、責任及び意思決定のルールを明確に定める。

５．監査役の職務を補助すべき使用人、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- （１）監査役の職務遂行を補助する専任の人員を配置する。当該人員の人事考課、異動、懲戒等については、監査役の承認を要する。

６．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- （１）監査役は、取締役会に出席し、取締役から、業務執行の状況その他重要事項の報告を受ける他、重要な会議に出席する。
- （２）取締役、執行役員及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- （３）管理部長等は、その職務の内容に応じ、月次、四半期毎その他の頻度で定期的に監査役に対する報告を行う。
- （４）管理部長は、コンプライアンス相談窓口の利用状況を確認するとともに、監査役に定期的に報告する。
- （５）重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

７．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- （１）監査役は、内部監査担当及び会計監査人より、それぞれ監査計画を事前に受領するとともに、定例会議を開催し、監査方針及び監査結果報告にかかる意見交換を行う。
- （２）監査役は、随時会計データ等の社内資料データを閲覧することができる。
- （３）監査役は、月１回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行う。
- （４）監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

④ 内部監査及び監査役会の状況

当社の内部監査は、管理部内に内部監査担当を設置し、業務にあたっております。各部の監査結果並びに改善

点については、内部監査担当者より代表取締役に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。また、監査役会は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主幹部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考となるためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しております。

社外取締役である島崎憲明は、総合商社における国内外でのビジネスや企業経営の経験、並びに、企業財務・経理・リスクマネジメント・監査を中心とした幅広い知見を有しており、当社経営に対する多様な領域における監督・チェック機能、及び、提言の機能を発揮し、会社の健全で持続的な成長を確保できるものと期待できると判断しております。

社外取締役である井上康生は、国内外におけるスポーツ、特に柔道界における競技実績や柔道界の成長・発展に対する経験・功績などに基つき、当社経営に対する多方面からの監督・チェック機能、及び、提言の機能を発揮し、会社の健全で持続的な成長を確保できるものと期待できると判断しております。

社外監査役である高畑恒一は、総合商社における国内外でのビジネス、及び、企業経営の経験、並びに、企業財務・経理・リスクマネジメント・監査を中心とした幅広い知見を活かして、取締役会の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、良質な企業統治体制を確立することができるものと期待できると判断しております。

社外監査役である新井武広は、東京証券取引所における金融業界、特に証券業界に係る業務経験、及び、企業会計に係る卓越した見識を活かして、取締役会の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、良質な企業統治体制を確立することができるものと判断しております。

なお、社外取締役である島崎憲明氏は、当社株式を保有しておりますが、当該社外取締役以外の、社外取締役及び社外監査役と当社との間には人的関係、資金的関係、または取引関係その他の利害関係ありません。

⑦ 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は定時取締役会を月1回開催しており、個々の取締役及び監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
田中 慶太	21	21
垂水 隆幸	21	21
大川原 洋	21	21
島崎 憲明	21	20
井上 康生	21	21
大森 滋	21	21
高畑 恒一	17	17
新井 武広	17	16

取締役会における具体的な検討内容として、予算・中期経営計画の策定及び進捗状況の報告、コーポレート・ガ

パナンスの強化、コンプライアンス及びリスク管理を含めた内部統制システムの運用状況の確認、経営課題への改善策の策定や事業戦略推進等について、情報交換及び意見交換を行っております。

⑧ 役員報酬の内容

2026年5月期における取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（人）
		金銭報酬			非金銭報酬	
		固定報酬	賞与	ストック・オプション	社宅	
取締役（社外取締役を除く）	62,280	60,000	—	—	2,280	3
監査役（社外監査役を除く）	4,800	4,800	—	—	—	1
社外役員	17,100	17,100	—	—	—	5

（注） 1. 社宅は、社宅賃料のうち当社負担分を記載しております

2. 社外役員の員数には、当事業年度に社外監査役を退任した者1人を含んでおります。

⑨ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、また監査役は5名以内とする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

⑪ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑫ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑬ 社外取締役および社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	24,000	—
計	24,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は定めておりませんが、監査法人より提示される監査計画の内容を基に、当社の規模、業務の特性及び監査時間等を勘案し、監査役会の同意を得たうえで決定しております。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度(2025年6月1日から2026年5月31日まで)の財務諸表について、史彩監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年5月31日)	当事業年度 (2026年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	543,003	654,400
売掛金	158,503	214,194
貯蔵品	72	46
未収入金	300	397
前払費用	145,292	145,192
立替金	2,297	559
その他	261	6,050
貸倒引当金	△1,612	△289
流動資産合計	848,117	1,020,550
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	(※2)61,635	(※2)148,980
構築物(純額)	16,079	(※2)17,698
車両運搬具(純額)	12,483	8,213
工具、器具及び備品(純額)	4,180	4,421
土地	(※2)37,039	(※2)131,593
建設仮勘定	60,209	132,166
有形固定資産合計	(※1)191,627	(※1)443,074
無形固定資産		
ソフトウェア	16,986	30,174
ソフトウェア仮勘定	7,596	—
その他	—	263
無形固定資産合計	24,582	30,438
投資その他の資産		
出資金	40	40
差入保証金	50,943	178,815
長期前払費用	597	394
預託金	49	49
繰延税金資産	44,657	41,802
その他	—	382
投資その他の資産合計	96,287	221,485
固定資産合計	312,497	694,998
資産合計	1,160,615	1,715,548

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年5月31日)	当事業年度 (2026年5月31日)
流動負債		
買掛金	575	8
1年以内返済長期借入金	(※2)23,826	(※2)23,376
未払金	31,045	41,287
未払費用	33,620	65,801
賞与引当金	30,398	34,000
前受金	370,316	369,678
未払法人税等	61,749	135,168
未払消費税等	27,842	52,298
預り金	16,822	23,828
その他	123	75
流動負債合計	596,320	745,521
固定負債		
長期借入金	(※2)56,495	(※2)33,119
長期未払金	2,607	1,304
退職給付引当金	1,851	4,729
固定負債合計	60,954	39,152
負債合計	657,275	784,674
純資産の部		
株主資本		
資本金	56,700	56,700
資本剰余金		
資本準備金	48,000	48,000
資本剰余金合計	48,000	48,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	398,640	826,174
利益剰余金合計	398,640	826,174
株主資本合計	503,340	930,874
純資産合計	503,340	930,874
負債純資産合計	1,160,615	1,715,548

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
売上高	(※1) 1,487,124	(※1) 2,210,389
売上原価	278,459	316,646
売上総利益	1,208,664	1,893,743
販売費及び一般管理費	(※2) 765,966	(※2) 1,238,951
営業利益	442,698	654,791
営業外収益		
受取利息	732	1,229
受取配当金	1	1
受取家賃	2,744	3,795
受取助成金	2,280	—
雑収入	728	2,615
営業外収益合計	6,486	7,641
営業外費用		
支払利息	3,542	1,782
上場関連費用	—	13,504
雑損失	960	1,701
営業外費用合計	4,503	16,988
経常利益	444,681	645,444
特別損失		
本社移転費用	(※3) 10,437	—
業務適法性検証費用	—	(※4) 30,972
特別損失合計	10,437	30,972
税引前当期純利益	434,243	614,471
法人税、住民税及び事業税	97,489	184,082
法人税等調整額	41,796	2,854
法人税等合計	139,285	186,937
当期純利益	294,958	427,534

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)		当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 経費	※1	278,459	100.0	316,646	100.0
売上原価		278,459	100.0	316,646	100.0

(注) ※1. 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
業務委託費	187,375	172,906
支払手数料	69,691	116,885

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	56,700	48,000	48,000	103,682	103,682	208,382	208,382
当期変動額							
当期純利益				294,958	294,958	294,958	294,958
当期変動額合計	—	—	—	294,958	294,958	294,958	294,958
当期末残高	56,700	48,000	48,000	398,640	398,640	503,340	503,340

当事業年度(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	56,700	48,000	48,000	398,640	398,640	503,340	503,340
当期変動額							
当期純利益				427,534	427,534	427,534	427,534
当期変動額合計	—	—	—	427,534	427,534	427,534	427,534
当期末残高	56,700	48,000	48,000	826,174	826,174	930,874	930,874

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)	当事業年度 (自 2025年 6 月 1 日 至 2026年 5 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	434,243	614,471
減価償却費	11,107	22,536
敷金償却	6,911	14,666
受取利息及び受取配当金	△734	△1,230
支払利息	3,542	1,782
貸倒引当金の増減額（△は減少）	737	△1,322
賞与引当金の増減額（△は減少）	17,315	3,601
退職給付引当金の増減額（△は減少）	1,851	2,877
本社移転費用	10,437	—
上場関連費用	—	13,504
業務適法性検証費用	—	30,972
売上債権の増減額（△は増加）	△54,597	△54,981
棚卸資産の増減額（△は増加）	△9	26
前払費用の増減額（△は増加）	35,102	△492
仕入債務の増減額（△は減少）	△5,988	△567
未払金の増減額（△は減少）	11,318	7,372
未払費用の増減額（△は減少）	16,302	32,181
前受金の増減額（△は減少）	△29,141	△394
未払消費税等の増減額（△は減少）	16,739	25,018
その他	8,748	362
小計	483,886	710,387
本社移転による支出	△10,437	—
家賃の受取額	1,470	2,294
助成金の受取額	2,280	—
利息及び配当金の受取額	1,245	1,042
利息の支払額	△2,514	△1,338
法人税等の支払額	△48,419	△110,475
業務適法性検証費用の支払額	—	△30,972
営業活動によるキャッシュ・フロー	427,510	570,937
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△143,409	△265,102
無形固定資産の取得による支出	△20,862	△14,185
短期貸付けによる支出	△18,200	—
短期貸付金の回収による収入	38,200	—
差入保証金の差入による支出	△57,765	△144,767
差入保証金の回収による収入	17,103	2,228
出資金の回収による収入	20	—
その他	—	△382
投資活動によるキャッシュ・フロー	△184,913	△422,209

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	49,132	—
長期借入金の返済による支出	△91,317	△23,826
上場関連費用の支出	—	△13,504
財務活動によるキャッシュ・フロー	△42,185	△37,330
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	200,411	111,397
現金及び現金同等物の期首残高	342,591	543,003
現金及び現金同等物の期末残高	(*) 543,003	(*) 654,400

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7～50年
構築物	10～40年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	3～6年

（2）無形固定資産

定額法

なお、償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）
---------------	------------------

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上するほか、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期に帰属する額を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の将来の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社の主要な事業である近隣トラブル解決支援事業においては、業務委託契約に基づいて顧客へ提供しております。すなわち、顧客からの委託を受け事件未満のトラブルに対し、当社の労働力を契約期間にわたって顧客に提供することを主な履行義務としております。契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分し収益を認識しております。

貸別荘事業については、宿泊約款に基づき、貸別荘の宿泊利用サービスを提供する義務を負っております。当該履行義務はサービス提供が完了した時点で充足されるものであり、完了時点において収益を認識しております。宿泊代金については、宿泊客のチェックアウト時に支払を受けております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は次のとおりです。

1. 固定資産の減損

(1) 財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	191,627	443,074
無形固定資産	24,582	30,438
投資その他の資産	37,088	22,683
減損損失	—	—

(注) 投資その他の資産については、減損会計の対象となった勘定科目の金額を記載しています。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローからおおむね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に基づき、資産のグルーピングを行っております。具体的には、近隣トラブル解決支援事業については事業全体を一つの資産グループとし、不動産事業については個々の不動産物件等を基本単位としております。

不動産事業において、特定地域の複数の不動産物件等の管理に共通して使用される資産については、当該共用資産そのもの又は当該共用資産とこれに関連する不動産物件等を含むより大きな単位で、また、全社的な目的で使用される共用資産については、当該共用資産そのもの又は当該共用資産とこれに関連するすべての資産グループを含むより大きな単位でグルーピングを行っております。当事業年度において、不動産事業に属する一部の不動産物件、及び当該不動産物件を含む複数の不動産物件等とこれらに関連する共用資産から構成されるより大きな単位について減損の兆候が認められました。当該資産グループについては、帳簿価額と資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を比較し、いずれについても割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ったことから、減損損失を認識しておりません。

② 主要な仮定

固定資産に減損の兆候が認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローの算出にあたっては、取締役会で承認された事業計画を基準として合理的な見積りを行っております。事業計画の策定における主要な仮定は売上高の成長見通しであります。売上高の成長見通しは過年度の実績と市場環境とを勘案して見積もっております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは資産グループごとの事業計画を基礎としており、市場環境の変化などによって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度の財務諸表において減損損失が発生する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検

討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年5月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年5月期の期首より適用予定であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりです。

	前事業年度 (2025年5月31日)	当事業年度 (2026年5月31日)
減価償却累計額	21,133千円	36,031千円

※2 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

	前事業年度 (2025年5月31日)	当事業年度 (2026年5月31日)
土地	11,437千円	11,437千円
建物	15,456千円	14,692千円
構築物	－千円	9,994千円
計	26,894千円	36,125千円

(2) 担保に係る債務

	前事業年度 (2025年5月31日)	当事業年度 (2026年5月31日)
1年以内返済長期借入金	2,436千円	2,436千円
長期借入金	20,918千円	18,482千円
計	23,354千円	20,918千円

※3 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年5月31日)	当事業年度 (2026年5月31日)
当座貸越極度額の総額	170,000千円	200,000千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	170,000千円	200,000千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（セグメント情報等）」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な項目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
給料手当	250,321千円	402,588千円
賞与引当金繰入額	30,398 "	34,000 "
支払手数料	98,068 "	169,815 "
貸倒引当金繰入額（△は戻入額）	1,612 "	△1,322 "
減価償却費	11,107 "	22,536 "
おおよその割合		
販売費	5.9 %	5.0 %
一般管理費	94.1 "	95.0 "

※3 本社移転費用については、2024年12月の本社移転に伴う費用であり、主に移転作業費用等であります。

※4 業務適法性検証費用は、当社の主要事業である近隣トラブル解決支援事業について、法律に則り適切に経営されている事実の検証を、当社とは独立した外部の第三者に依頼した費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	7,487	—	—	7,487

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年 6 月 1 日 至 2026年 5 月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)(注) 1	7,487	741,213(注) 2	—	748,700

(注) 1. 当社は、2025年12月 1 日付で普通株式 1 株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加741,213株は株式分割によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)	当事業年度 (自 2025年 6 月 1 日 至 2026年 5 月31日)
現金及び預金	543, 003千円	654, 400千円
現金及び現金同等物	543, 003千円	654, 400千円

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (2025年5月31日)	当事業年度 (2026年5月31日)
1 年内	50,941千円	180,317千円
1 年超	81,260 "	324,353 "
合計	132,202 "	504,671 "

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、一時的な余剰金につきましては、普通預金により保有しており、デリバティブ取引を行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は事務所等の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべてが1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としており、金利変動による市場リスク及び流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、経理規程及び与信管理規程に従い、管理部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、差入保証金については差入先の信用情報を契約時及び定期的に把握することを通じてリスクの軽減を行っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社の借入金は固定金利及び変動金利で調達しており、市場金利の変動について定期的に金利の動向を把握し管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は利益計画に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度末における特段の信用リスクの集中はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであること、「売掛金」、「立替金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金（1年内返済予定の長期未払金を除く）」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2025年5月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金 (*2)	80,321	79,981	△339
(2) 長期未払金 (*2)	3,626	3,758	132
負債計	83,947	83,740	△206

(*1) 差入保証金は重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

- (※2) 1年内返済予定の長期借入金及び長期未払金を含みます。
(※3) 市場価格のない株式等は、上記には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度（千円）
出資金	40

当事業年度（2026年5月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 差入保証金（※1）	178,815	172,067	△6,748
資産計	178,815	172,067	△6,748
(1) 長期借入金（※2）	56,495	56,169	△325
(2) 長期未払金（※2）	2,607	2,509	△98
負債計	59,102	58,678	△423

- (※1) 差入保証金には将来返還されないと見込まれる金額の未償却残高を含んでおります。
(※2) 1年内返済予定の長期借入金及び長期未払金を含みます。
(※3) 市場価格のない株式等は、上記には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（千円）
出資金	40

（注1）金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（2025年5月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	543,003	—	—	—
売掛金	158,503	—	—	—
未収入金	300	—	—	—
立替金	2,297	—	—	—
合計	704,103	—	—	—

当事業年度（2026年5月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	654,400	—	—	—
売掛金	214,194	—	—	—
未収入金	397	—	—	—
立替金	559	—	—	—
差入保証金	36,219	142,596	—	—
合計	905,771	142,596	—	—

（注2）長期借入金及び長期未払金の決算日後の返済予定額
前事業年度（2025年5月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金	23,826	23,376	12,448	6,226	3,271	11,174
長期未払金	1,018	1,303	482	821	—	—
合計	24,844	24,679	12,930	7,047	3,271	11,174

当事業年度（2026年5月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	23,376	12,448	6,226	3,271	2,436	8,738
長期未払金	1,303	482	821	—	—	—
合計	24,679	12,930	7,047	3,271	2,436	8,738

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年5月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年5月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2025年5月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	79,981	—	79,981
長期未払金	—	3,758	—	3,758
負債計	—	83,740	—	83,740

当事業年度（2026年5月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	172,067	—	172,067
資産計	—	172,067	—	172,067
長期借入金	—	56,169	—	56,169
長期未払金	—	2,509	—	2,509
負債計	—	58,678	—	58,678

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

償還予定時期を見積り、将来キャッシュ・フローを国債利回り等、適切な指標を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

その他有価証券

前事業年度(2025年5月31日)

出資金（貸借対照表計上額 40千円）については、市場価格のない株式等であるため、記載しておりません。

当事業年度(2026年5月31日)

出資金（貸借対照表計上額 40千円）については、市場価格のない株式等であるため、記載しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

なお、退職一時金制度は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
退職給付引当金の期首残高	一千円	1,851千円
退職給付費用	1,851 "	2,877 "
退職給付の支払額	－ "	－ "
退職給付引当金の期末残高	1,851 "	4,729 "

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2025年5月31日)	当事業年度 (2026年5月31日)
非積立型制度の退職給付債務	1,851千円	4,729千円
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	1,851 "	4,729 "
退職給付引当金	1,851 "	4,729 "
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	1,851 "	4,729 "

(3) 退職給付費用

	前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	1,851千円	2,877千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年 5 月 31 日)	当事業年度 (2026年 5 月 31 日)
繰延税金資産		
前受金	34,750千円	一千円
賞与引当金	10,514 "	12,046 "
退職給付引当金	656 "	1,675 "
未払事業税	6,649 "	14,606 "
差入保証金	2,448 "	— "
減価償却超過額	2,094 "	1,762 "
未払社会保険料	1,519 "	1,863 "
資産除去債務	— "	7,645 "
その他	1,708 "	2,205 "
繰延税金資産合計	60,342 "	41,802 "
繰延税金負債		
前払費用	15,684 "	— "
繰延税金負債合計	15,684 "	— "
繰延税金資産純額	44,657 "	41,802 "

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年 5 月 31 日)	当事業年度 (2026年 5 月 31 日)
法定実効税率	34.59%	34.59%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入され ない項目	0.26%	0.99%
住民税均等割	0.46%	0.36%
役員報酬	0.54%	—%
法人税額特別控除額	△3.80%	△5.12%
中小企業等軽減税率	△0.17%	△0.12%
税率変更による期末繰延税金資 産の増額修正	0.03%	—%
その他	0.15%	△0.28%
税効果会計適用後の法人税等の負 担率	32.08%	30.42%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(2025年5月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関連する差入保証金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該不動産賃貸借契約にかかる差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

この見積りにあたり、使用見込期間は、不動産賃貸借契約期間である3年を用いております。また、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当事業年度の負担に属する金額は6,911千円であり、当事業年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は44,000千円であります。

当事業年度(2026年5月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関連する差入保証金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該不動産賃貸借契約にかかる差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

この見積りにあたり、使用見込期間は、不動産賃貸借契約期間である3年を用いております。また、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当事業年度の負担に属する金額は14,666千円であり、当事業年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は44,000千円であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「【注記事項】（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「【注記事項】（重要な会計方針）（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約資産及び契約負債の残高等は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	103,905	158,503
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	158,503	214,194
契約負債（期首残高）	399,458	370,316
契約負債（期末残高）	370,316	368,501

顧客との契約から生じた債権は貸借対照表上「売掛金」として区別しております。

契約資産については、該当事項はありません。

契約負債は、主にサービスの提供前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上「前受金」として区分しております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は277,825千円であります。

当事業年度において契約負債が1,815千円減少した理由は、収益の認識に伴い取り崩されたことによるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価額については、契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、近隣トラブル解決支援事業及び不動産事業を展開しております。

近隣トラブル解決支援事業は、警察では介入が難しい事件未満の近隣トラブル等に対し、元警察官で構成された専門の相談員により解決を支援するサブスクリプションサービスです。

不動産事業は、高級別荘地を中心に一棟貸しの貸別荘事業や法人・個人向けにリノベーション事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

	報告セグメント			合計	調整額	財務諸表 計上額
	近隣トラブル 解決支援 事業	不動産 事業	計			
売上高						
外部顧客への 売上高	1,412,425	74,699	1,487,124	1,487,124	—	1,487,124
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	1,412,425	74,699	1,487,124	1,487,124	—	1,487,124
セグメント利益 又は損失(△)	464,766	△22,068	442,698	442,698	—	442,698
セグメント資産	880,612	280,003	1,160,615	1,160,615	—	1,160,615
その他の項目						
減価償却費	5,945	5,161	11,107	11,107	—	11,107
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	35,565	128,706	164,271	164,271	—	164,271

当事業年度（自 2025年6月1日 至 2026年5月31日）

	報告セグメント			合計	調整額	財務諸表 計上額
	近隣トラブル 解決支援 事業	不動産 事業	計			
売上高						
外部顧客への 売上高	2,099,931	110,457	2,210,389	2,210,389	—	2,210,389
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	2,099,931	110,457	2,210,389	2,210,389	—	2,210,389
セグメント利益 又は損失(△)	682,039	△27,247	654,791	654,791	—	654,791
セグメント資産	1,325,155	390,393	1,715,548	1,715,548	—	1,715,548
その他の項目						
減価償却費	13,519	9,017	22,536	22,536	—	22,536
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	147,836	132,693	280,529	280,529	—	280,529

【関連情報】

前事業年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
(株)エイブル	287,326	近隣トラブル解決支援事業
積水ハウス不動産ホールディングス(株)	180,870	近隣トラブル解決支援事業

当事業年度（自 2025年6月1日 至 2026年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
積水ハウスシャーマンズパートナーズ(株) (旧：積水ハウス不動産パートナーズ(株))	422, 224	近隣トラブル解決支援事業
(株)エイブル	254, 538	近隣トラブル解決支援事業

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社 EXTOCK(注) 1.	千葉県船橋市	100	資産管理業	被所有 直接 (49.59)	融資	資金の貸付	18,200	—	—
							資金の回収	38,200		
							受取利息 (注) 2.	506		
役員及び個人主要株主	田中 慶太	—	—	当社代表取締役	被所有 直接 (32.43) 間接 (49.59)	事業用資産の購入	事業用資産の購入 (注) 3.	22,000	—	—
								50,000	—	—
						債務被保証	金融機関借入に関する被保証 (注) 4.	41,659	—	—

(注) 1. 当社の役員及び主要株主である田中慶太及びその近親者が議決権の100%を直接所有しております。

2. 短期貸付金にかかる金利は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。なお、当事業年度において貸付金はすべて回収しております。

3. 事業用資産の売買について、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

4. 金融機関からの借入につき、債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年 6 月 1 日 至 2026年 5 月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

重要性が乏しいため、該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
1株当たり純資産額	672.29円	1,243.32円
1株当たり当期純利益	393.96円	571.04円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。
2. 当社は、2025年11月11日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月1日付をもって普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。このため、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	294,958	427,534
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	294,958	427,534
普通株式の期中平均株式数(株)	748,700	748,700

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度末 (2025年5月31日)	当事業年度末 (2026年5月31日)
純資産の部の合計額(千円)	503,340	930,874
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
(うち新株予約権)(千円)	(—)	(—)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	503,340	930,874
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	748,700	748,700

(重要な後発事象)

(1) 当社は2026年6月15日開催の取締役会において、下記のとおり、固定資産を取得することを決議しました。

①取得の目的

福利厚生の一環で、当社従業員の独身寮として利用する目的で取得しております。

②取得資産の内容

イ 物件所在地：東京都台東区

ロ 取得額：4億2,900万円

ハ 資金計画：自己資金及び借入金により充当

③相手先との関係

当社と相手先との間には、資本関係・人的関係はなく、相手先は当社の関連当事者ではありません。

④取得時期

契約締結日につきましては2026年8月7日に契約を締結し、同日決済が終了しております。

(2) 当社は2026年7月21日開催の取締役会において、下記のとおり、販売用不動産を取得することを決議しました。

①取得の目的

販売用不動産として取得を予定しております。

②取得資産の内容

イ 物件所在地：千葉県富津市

ロ 取得見込額：2億8,000万円

ハ 資金計画：自己資金及び借入金により充当

③相手先との関係

当社と相手先との間には、資本関係・人的関係はなく、相手先は当社の関連当事者ではありません。

④取得時期

契約締結日につきましては相手先と協議中であります。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券を保有していないため記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首 残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末 残高 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	当期 償却額 (千円)	差引 当期末 残高 (千円)
有形 固定 資産	建物	69,804	94,807	—	164,612	15,631	7,462	148,980
	構築物	19,342	2,786	—	22,129	4,431	1,167	17,698
	車両運搬具	18,811	—	—	18,811	10,597	4,270	8,213
	工具、器具及び備品	7,553	2,239	—	9,792	5,370	1,997	4,421
	土地	37,039	94,554	—	131,593	—	—	131,593
	建設仮勘定	60,209	264,071	192,114	132,166	—	—	132,166
	有形固定資産計	212,760	458,459	192,114	479,105	36,031	14,897	443,074
無形 固定 資産	ソフトウェア	28,950	20,821	—	49,771	19,597	7,632	30,174
	ソフトウェア仮勘定	7,596	—	7,596	—	—	—	—
	施設利用権	—	270	—	270	6	6	263
	無形固定資産計	36,546	21,091	7,596	50,041	19,603	7,638	30,438
長期 前払 費用	長期前払費用	3,260	263	—	3,524	3,129	466	394

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	貸別荘（千葉県富津市）	46,238千円
	貸別荘（千葉県南房総市）	16,303千円
	事務所（千葉県富津市）	25,360千円
土地	貸別荘用地（千葉県富津市）	46,450千円
	貸別荘用地（千葉県南房総市）	43,905千円
建設仮勘定	研修施設（神奈川県逗子市）	132,166千円
ソフトウェア	顧客管理システム	13,915千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

建設仮勘定	貸別荘（千葉県富津市）	92,688千円
	貸別荘（千葉県南房総市）	60,209千円
	事務所（千葉県富津市）	39,217千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	23,826	23,376	2.2	—
1年以内に返済予定の長期未払金	1,018	1,303	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	56,495	33,119	2.1	2027年6月～ 2035年2月
長期未払金(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,607	1,304	—	2027年6月～ 2029年2月
合計	83,946	59,102	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、長期未払金の平均利率については、長期未払金総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で長期未払金を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

2. 長期借入金及び長期未払金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	12,448	6,226	3,271	2,436
長期未払金	482	821	—	—
合計	12,930	7,047	3,271	2,436

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,612	289	—	1,612	289
賞与引当金	30,398	34,000	30,398	—	34,000

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	313
預金	
普通預金	654,087
計	654,087
合計	654,400

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
積水ハウスシャーメゾンパートナーズ(株)	38,554
(株)エイブル	10,925
(株)ミニテック	9,436
旭化成不動産レジデンス(株)	6,440
(株)リロクリエイト	6,398
その他	142,439
合計	214,194

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
158,503	2,649,310	2,593,619	214,194	92.4	25.7

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 貯蔵品

区分	金額(千円)
貯蔵品	
切手等	46
合計	46

④ 前払費用

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)エイブル	85,101
(株)シード・コーポレーション	29,847
SBIウェルネスバンク(株)	8,144
森トラスト(株)	4,976
ゾーホージャパン(株)	2,426
その他	14,695
合計	145,192

⑤ 差入保証金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
一般社団法人東京倶楽部	141,136
森トラスト(株)	28,994
森ビル(株)	2,280
(株)三好不動産	1,995
日本リージャス(株)	1,870
その他	2,538
合計	178,815

⑥ 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Go-on(株)	8
合計	8

⑦ 前受金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)エイブル	236,389
(株)シード・コーポレーション	56,929
(株)シジン	16,359
(株)エリッツ	10,853
(株)ライフイン24group	5,970
その他	43,175
合計	369,678

⑧ 未払法人税等

区分	金額(千円)
未払法人税	84,815
未払住民税	9,127
未払事業税	41,225
合計	135,168

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年6月1日から5月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3か月以内
基準日	毎年5月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年11月30日 毎年5月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.v-smith.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026 年 8 月 31 日

株式会社ヴァンガードスミス
取締役会御中

史彩監査法人

東京都港区

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 関 隆浩

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 山口 大希

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヴァンガードスミスの 2025 年 6 月 1 日から 2026 年 5 月 31 日までの第 12 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヴァンガードスミスの 2026 年 5 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他

の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、

監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上